

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年5月12日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社MonotaRO
【英訳名】	MonotaRO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 瀬戸 欣哉
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市西向島町231番地の2
【電話番号】	06 - 4869 - 7111
【事務連絡者氏名】	執行役管理部長 田中 秀和
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市西向島町231番地の2
【電話番号】	06 - 4869 - 7111
【事務連絡者氏名】	執行役管理部長 田中 秀和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 累計(会計)期間	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(千円)	4,083,833	5,110,904	17,685,553
経常利益(千円)	295,748	523,997	1,325,922
四半期(当期)純利益(千円)	168,273	286,061	752,158
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	1,683,383	1,695,822	1,692,844
発行済株式総数(株)	7,399,800	14,884,800	14,864,400
純資産額(千円)	2,830,643	3,443,277	3,256,687
総資産額(千円)	5,693,375	6,769,039	6,723,823
1株当たり純資産額(円)	380.85	230.55	218.59
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	22.75	19.36	50.98
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	22.37	18.97	50.08
1株当たり配当額(円)	-	-	22.50
自己資本比率(%)	49.5	50.4	48.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	286,588	41,785	340,657
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	49,549	99,821	241,125
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	188,508	98,210	391,272
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,007,927	1,001,016	1,240,833
従業員数(人)	91	107	103

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 当社は平成22年8月25日付で、当社株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	107 (264)
---------	-----------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社は、工場用間接資材販売業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況については品目別に記載しております。

(1) 商品仕入実績

当第1四半期会計期間の仕入実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

区 分	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
工場消耗品	1,535,836	117.1
工場交換部品	1,290,156	122.9
そ の 他	573,168	138.1
販売諸掛(注)2	340,672	119.7
合計	3,739,833	122.2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 上記の販売諸掛は、主として商品送料であります。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

区 分	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
工場消耗品	2,304,995	117.8
工場交換部品	1,936,121	127.1
そ の 他	869,788	144.1
合計	5,110,904	125.1

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の概況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、アジアを中心とした新興国向けの輸出の増加等による企業業績の回復傾向が見られるなど、景気は持ち直し、穏やかながら回復基調で推移していたものの、東北地方太平洋沖地震の影響及び電力供給の制約などから、国内経済に及ぼす影響は計り知れず、当面、景気悪化が懸念される厳しい状況となっております。

一方、当社が主として販売する工場用間接資材業界におきましても、国内製造業の稼働率の上昇により、生産活動が回復基調で推移し、製造設備の交換部品や消耗品等の需要もようやくリーマンショック以前の水準まで回復しつつあったところでの震災の影響により、個人消費の落ち込みに加え、工場の損傷や電力不足を受けて生産、輸出が低迷し、今後の復興需要に期待しつつも、極めて先行き不透明な状況となっております。

このような経済環境のなか、当社は、データマイニングツールを活用した効率的なファクシミリやダイレクトメールによるチラシの発行、インターネットを使った広告など、引き続き積極的なプロモーション活動を展開し、さらに、これまでターゲットとしていなかった顧客層へ向けてのオフィス・店舗用品カタログを新規に発行するなど、顧客の離脱防止と新規顧客の獲得に注力してまいりました。また、Webサイトにおきましては、絞り込み検索や関連検索が可能で、検索にかかる時間を短縮化できる新商品検索エンジンを導入するなど、顧客の幅広い要望に対応すべく、顧客の利便性向上にも積極的に取り組んでまいりました。このほか、販売面では、日替わり特價の実施など、顧客の購買意欲の高揚策も積極的に行ってまいりました。さらに、震災後すぐに、東北地方の被災地への物資輸送のため、運送会社と連携し、被災地が求める安全用品、工事用品、照明等の資材を運送会社の東北地方の営業所止めで商品配送できる被災地必要資材購入サイト“PSEN.MonotaRO”を新設いたしました。なお、同サイトの売上の一部は、被災者への義援金として、日本赤十字社を通じて寄付することといたしました。これらの施策を実施したことにより、当第1四半期会計期間中に33,031口座の新規顧客を獲得することができ、当第1四半期会計期間末現在の登録会員数は、605,163口座となりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間における売上高は5,110百万円（前年同期比25.1%増）となりました。一方、利益面では、出荷量の増加に伴う物流部門を中心とした人員増加による人件費の増加等、売上高増加による変動費用の増加はあったものの、売上総利益の増加で十分吸収できたため、営業利益は517百万円（前年同期比76.4%増）、経常利益は、円高による為替差益の発生もあり523百万円（前年同期比77.2%増）、四半期純利益は286百万円（前年同期比70.0%増）と大幅な増益を達成することができました。

事業の品目別の業績概況は、次のとおりであります。

工場消耗品

電動・空圧工具、清掃用品、マスク及び手袋等全てのカテゴリで前年売上を上回った結果、売上高は2,304百万円（前年同期比17.8%増）となりました。

工場交換部品

電気材料、物流・保管用品、梱包用品等が好調に推移したほか、自動車アフターマーケット向け自動車整備・トラック用品の売上が大きく寄与し、売上高は1,936百万円（前年同期比27.1%増）となりました。

その他

科学研究・実験器具、照明器具、事務用品等の好調に加え、工事用品関連商品の売上増により、売上高は869百万円（前年同期比44.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ239百万円減少し、1,001百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は41百万円（前年同期比85.4%減）となりました。これは主に、税引前四半期純利益496百万円、仕入債務の増加249百万円、売上債権の増加149百万円、未払金の減少273百万円及び法人税等の支払額392百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は99百万円（前年同期比101.5%増）となりました。これは主に、有形及び無形固定資産の取得による支出77百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は98百万円(前年同期比47.9%減)となりました。これは主に、配当金の支払104百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,120,000
計	21,120,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,884,800	14,884,800	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	14,884,800	14,884,800	-	-

- (注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年10月14日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	286 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	343,200 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 292 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 292 資本組入額 1株当たり 146 (注)3
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 3. その他の条件については当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} + \text{又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 平成18年8月21日付の株式分割(1株から3株)、平成21年5月21日付の株式分割(1株から200株)及び平成22年8月25日付の株式分割(1株から2株)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

会社法第236条及び第238条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成18年9月8日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	522 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	208,800 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 850 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 850 資本組入額 1株当たり 425 (注) 3
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 3. その他の条件については当社と対象執行役及び従業員との間で締結した「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2. 新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 平成21年5月21日付の株式分割(1株から200株)及び平成22年8月25日付の株式分割(1株から2株)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成21年1月16日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	235 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,000 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 595 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月1日 至 平成30年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 954 資本組入額 1株当たり 447 (注) 3
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の執行役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 3. その他の条件については当社と対象執行役との間で締結した「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 取締役会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2. 新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 平成21年5月21日付の株式分割(1株から200株)及び平成22年8月25日付の株式分割(1株から2株)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

平成22年3月29日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	260 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 821 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 平成24年4月1日 至 平成32年2月末日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,248 資本組入額 1株当たり 624 (注)3
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の執行役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 3. その他の条件については当社と対象執行役との間で締結した「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 取締役会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2. 新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 平成22年8月25日付の株式分割(1株から2株)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

平成22年5月18日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	239 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,800 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 824 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 平成24年6月1日 至 平成32年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,219 資本組入額 1株当たり 610 (注)3
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の執行役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 3. その他の条件については当社と対象執行役との間で締結した「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 取締役会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
2. 新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 平成22年8月25日付の株式分割(1株から2株)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日 (注)	20,400	14,884,800	2,978	1,695,822	2,978	500,360

(注) 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿を確認したところ、前事業年度末において大株主でありましたバンクオブニューヨークメロン エスエーエヌブイ クライアンツ アカウント ファンファーレ ジャパンは大株主ではなくなり、野村信託銀行株式会社(投信口)が大株主になったことが判明いたしました。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	241,600	1.62

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,783,400	147,834	-
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	14,884,800	-	-
総株主の議決権	-	147,834	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式40株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社MonotaRO	兵庫県尼崎市西向島町231番地の2	100,100	-	100,100	0.67
計	-	100,100	-	100,100	0.67

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	850	1,000	1,044
最低(円)	786	838	680

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表については、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

また、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第11期事業年度 有限責任 あずさ監査法人

第12期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間 新日本有限責任監査法人

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,001,016	1,240,833
受取手形及び売掛金	2,380,088	2,230,131
商品	1,670,554	1,601,291
未着商品	89,341	45,861
貯蔵品	34,555	51,864
未収入金	529,651	554,223
その他	159,277	140,618
貸倒引当金	28,785	23,646
流動資産合計	5,835,699	5,841,178
固定資産		
有形固定資産	189,708	162,623
無形固定資産	545,124	530,690
投資その他の資産		
差入保証金	147,593	150,696
その他	67,785	56,322
貸倒引当金	16,872	17,688
投資その他の資産合計	198,506	189,331
固定資産合計	933,339	882,645
資産合計	6,769,039	6,723,823
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,779,076	1,534,220
短期借入金	800,000	800,000
未払金	315,156	564,934
未払法人税等	227,661	405,693
賞与引当金	55,433	22,056
役員賞与引当金	7,937	12,656
その他	108,176	100,217
流動負債合計	3,293,442	3,439,779
固定負債		
役員退職慰労引当金	32,318	27,357
固定負債合計	32,318	27,357
負債合計	3,325,761	3,467,136
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,695,822	1,692,844
資本剰余金	500,360	497,381
利益剰余金	1,295,787	1,120,457
自己株式	83,388	83,367
株主資本合計	3,408,581	3,227,316
新株予約権	34,695	29,370
純資産合計	3,443,277	3,256,687
負債純資産合計	6,769,039	6,723,823

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	4,083,833	5,110,904
売上原価	2,960,272	3,670,587
売上総利益	1,123,561	1,440,317
販売費及び一般管理費	830,089	922,520
営業利益	293,471	517,797
営業外収益		
受取利息	36	13
為替差益	3,196	5,116
その他	2,167	3,510
営業外収益合計	5,399	8,641
営業外費用		
支払利息	2,171	1,939
たな卸資産処分損	-	495
その他	951	5
営業外費用合計	3,123	2,441
経常利益	295,748	523,997
特別損失		
固定資産除却損	151	1,525
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	25,776
特別損失合計	151	27,302
税引前四半期純利益	295,596	496,694
法人税、住民税及び事業税	115,519	220,709
法人税等調整額	11,803	10,076
法人税等合計	127,322	210,633
四半期純利益	168,273	286,061

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	295,596	496,694
減価償却費	44,111	53,895
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,109	4,323
賞与引当金の増減額(は減少)	17,966	31,460
役員賞与引当金の増減額(は減少)	2,400	4,718
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	6,839	4,961
受取利息及び受取配当金	36	13
支払利息	2,171	1,939
為替差損益(は益)	3,196	5,116
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	25,167
売上債権の増減額(は増加)	209,853	149,957
たな卸資産の増減額(は増加)	70,438	95,433
未収入金の増減額(は増加)	26,712	24,572
仕入債務の増減額(は減少)	52,349	249,972
未払金の増減額(は減少)	54,760	273,594
その他	23,499	11,047
小計	80,244	353,107
利息及び配当金の受取額	36	13
利息の支払額	2,179	1,959
法人税等の支払額	364,690	392,947
営業活動によるキャッシュ・フロー	286,588	41,785
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	10,206	22,896
無形固定資産の取得による支出	40,353	54,896
差入保証金の差入による支出	-	22,064
その他	1,010	36
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,549	99,821
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ストックオプションの行使による収入	3,153	5,956
自己株式の取得による支出	-	21
配当金の支払額	191,661	104,145
財務活動によるキャッシュ・フロー	188,508	98,210
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	524,647	239,817
現金及び現金同等物の期首残高	1,532,574	1,240,833
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,007,927	1,001,016

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。なお、当社の資産除去債務は建物等の賃貸借契約の原状回復義務に関するものであり、賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されていることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち過年度及び当第1四半期会計期間に帰属する金額を費用計上する方法を採用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ1,985千円減少し、税引前四半期純利益が25,167千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「差入保証金」が25,167千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期損益計算書関係)	<p>前第1四半期累計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「たな卸資産処分損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「たな卸資産処分損」は541千円であります。</p>
(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)	<p>前第1四半期累計期間において「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「差入保証金の差入による支出」は重要性が増加したため、当第1四半期累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「差入保証金の差入による支出」は11千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合は、前事業年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 250,851千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 241,829千円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
給与手当・賞与 206,394千円	給与手当・賞与 218,859千円
賞与引当金繰入額 19,822千円	賞与引当金繰入額 33,377千円
役員賞与引当金繰入額 6,599千円	役員賞与引当金繰入額 7,937千円
役員退職慰労引当金繰入額 6,839千円	役員退職慰労引当金繰入額 4,961千円
貸倒引当金繰入額 9,173千円	貸倒引当金繰入額 9,122千円
広告宣伝費 124,805千円	広告宣伝費 122,560千円
設備賃借料 115,161千円	設備賃借料 125,277千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (千円)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,007,927	現金及び預金勘定 1,001,016
現金及び現金同等物 1,007,927	現金及び現金同等物 1,001,016

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,884,800株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 100,140株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 34,695千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月24日 定時株主総会	普通株式	110,732	7.5	平成22年12月31日	平成23年3月25日	利益剰余金

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 5,325千円

2. 当第1四半期会計期間に付与したStock・オプションの内容

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、工場用間接資材販売業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)		前事業年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	230.55円	1株当たり純資産額	218.59円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	22.75円	1株当たり四半期純利益金額	19.36円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	22.37円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	18.97円
<p>当社は平成21年5月21日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第1四半期累計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり四半期純利益金額 11.79円</p> <p>潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 11.66円</p>		<p>当社は平成22年8月25日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第1四半期累計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり四半期純利益金額 11.37円</p> <p>潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 11.19円</p>	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	168,273	286,061
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	168,273	286,061
期中平均株式数(株)	7,397,085	14,776,667
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後))	(-)	(-)
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	(-)	(-)
普通株式増加数(株)	124,474	305,561
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(リース取引関係)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月12日

株式会社MonotaRO
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐伯 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 安弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社MonotaROの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社MonotaROの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月12日

株式会社MonotaRO
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 年哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 要 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社MonotaROの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社MonotaROの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。